

2020 年 12 月吉日

お客さま各位

青梅信用金庫

契約終了後の融資契約書類等取扱いについて

平素より青梅信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫ではこれまで、返済終了後の金銭消費貸借契約証書につきましては、お客さまへご返却しておりましたが、2021 年 1 月以降の契約終了分より返却を取り止めることに変更をさせていただくことになりました。

尚、契約終了後の融資契約書類等につきましては当金庫で 5 年間保管し、保管期間終了後に当金庫にて責任をもって廃棄させていただく取扱いになりますので何卒ご了承ください。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点等がございましたら、お取引店舗までお問い合わせ下さい。

以上